

日本放射光学会定款

1988年4月1日制定	2007年1月12日改定	2011年1月8日改定
1991年4月23日改定	(2007年10月1日施行)	2012年1月7日改定
1994年3月26日改定	2009年1月9日改定	2012年4月14日改定
1995年1月11日改定	2010年1月7日改定	2013年1月13日改定

第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本放射光学会という。英文名を The Japanese Society for Synchrotron Radiation Research とする。
- 第2条 本会は、放射光科学、放射光技術およびこれらに密接に関連する学問(以下、放射光学という)の進歩発展を図り、社会へ貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 年会、講演会等の学術的会合の開催。
 2. 学会誌その他の出版物の刊行。
 3. 研究の奨励および研究業績の表彰。
 4. 関連諸団体との研究連絡、情報交換ならびに事業協力。
 5. その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第4条 この定款の実行に必要な細則および規定は、評議員会において制定され、総会において報告される。

第2章 会 員

- 第5条 会員は、正会員、特別賛助会員、賛助会員、購読会員、シニア会員および名誉会員から成る。
- 第6条 正会員は放射光学の分野に関して学識を有し、評議員会によってその入会が適当と認められた者とする。
- 賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を援助する者または団体とする。
- 特別賛助会員は、日本放射光学会年会・放射光科学合同シンポジウムを共催し、かつ本会の目的に賛同してその事業を援助する団体とする。
- 購読会員は、本会の刊行する出版物の購読を希望する者または団体とする。
- シニア会員は、細則に定める条件を満たす者とする。
- 名誉会員は、放射光学の分野において顕著な功績を有する者で、評議員会によって推薦され、総会によって決定された者とする。
- 第7条 正会員、特別賛助会員、または賛助会員として入会しようとする者または団体は、細則に定められた手続きにしたがって申込み、その入会は評議員会によって決定される。
- 第8条 購読会員は細則に定められた手続きにしたがって入会することができる。
- 第9条 正会員は、会費年額 8,000 円を前納するものとする。学生は年額 2,000 円を前納するものとする。ただし、新たに入会しようとする者の当該年度の会費年額を半額とする。
- 特別賛助会員、賛助会員は、1 口 50,000 円の会費を 1 口以上毎年前納するものとする。
- 購読会員は、会費年額 15,000 円を前納するものとする。
- シニア会員および名誉会員は、会費を納めることを必要としない。
- 第10条 正会員、賛助会員、シニア会員および名誉会員は、本会の催す各種の学術的会合に参加することが

できる。

- 第 11 条 正会員、シニア会員および名誉会員は、学会誌に寄稿することができる。ただし、その掲載の可否は、細則に定める編集委員会の決定による。
- 第 12 条 シニア会員を除く会員は、学会誌の配布を受ける。ただし、会費を前納しない正会員、特別賛助会員、賛助会員および購読会員に対しては、その配布を停止する。シニア会員はオンラインでの閲覧に限る。
- 第 13 条 会員は、本会に対する希望を会長に申し出て、その審議を求めることができる。
- 第 14 条 正会員、特別賛助会員および賛助会員は、評議員会に届け出て退会することができる。
- 第 15 条 購読会員は、事務局に届け出て退会することができる。
- 第 16 条 会員が正当な理由なくして会費を 3 ヶ年以上滞納したとき、本会の名誉を傷つけたとき、あるいは本会の目的に反する行為を行ったときは、評議員会の評決を経て退会させられる。

第 3 章 会長、評議員および幹事

- 第 17 条 本会に会長を置く。会長は細則に定める方法により、正会員のなかから正会員により選出される。
- 第 18 条 本会に、評議員 30 名によって構成される評議員会を置く。評議員は、細則に定める方法により、正会員により選出される。
- 第 19 条 本会に、数名の幹事を置く。幹事は会長により正会員のなかから指名され、評議員会において承認された者とする。また、次期会長として選出された者は、幹事として会長を補佐する。
- 第 20 条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会および評議員会を召集する。ただし、会長に事故あるときは、次期会長または会長の指名する評議員の一人がその任務を代行する。
- 第 21 条 幹事は、庶務、会計、編集、行事、渉外、その他の会務を担当し、評議員会の決定に基づいて業務を行う。
- 第 22 条 会長の任期は 2 年とし、再任することはできない。幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。評議員の任期は 2 年とし、毎年その半数が改選される。ただし、1 年を経ずして再任することはできない。会長、評議員および幹事の任期は、10 月 1 日に始まる。
- 第 23 条 会長、評議員および幹事は、その任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を継続する。

第 4 章 総会、評議員会および特別委員会

- 第 24 条 総会は、正会員を以て組織し、毎年 1 回開いて、本会運営の基本方針を決定する。総会の議長はその都度正会員の互選により定める。
- 第 25 条 臨時総会は、評議員会が必要と認めた場合、または正会員 50 人以上の請求があった場合、議題を定めて 2 ヶ月以内に開催しなければならない。
- 第 26 条 会長は、総会開催の日時、場所および議題を開催の 2 週間以前に会員に通知しなければならない。正会員 30 人以上の請求があった事項については、会長はそれを議題に加えなければならない。
- 第 27 条 総会の議案は会長が提出する。ただし、直接請求された事項については、請求代表者が議案を提出する。
- 第 28 条 総会は、正会員の 1/10 以上の参加を以て成立する。ただし、書面によって意思を表示した正会員と、他の出席正会員に表決を委任した正会員は、出席正会員とみなす。総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。
- 第 29 条 評議員会は、定款と細則・規定に定められた審議事項、および総会の決定した基本方針に従う運営事

項を審議決定する。

評議員会の議長は、評議員のなかから互選により選出される。

第 30 条 評議員会は、必要と認めた事項を検討するために、期間を定めて特別委員会を置くことができる。
特別委員会の委員長は、評議員会により正会員のなかから指名された者とする。

第 5 章 会 計

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、9 月 30 日を以て終わる。

第 32 条 本会の収支決算は、評議員会の議を経て、総会において承認されなければならない。

第 6 章 事 務 局

第 33 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の所在、組織、運営などは評議員会の議を経て会長が定める。

第 7 章 定款の変更, その他

第 34 条 この定款の変更は総会において決定する。

第 35 条 この定款に疑義を生じたときは、評議員会が判定するが、その判定は次期の総会において承認を受けなければならない。